

06 外務省(特区第12次 最終回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管 理 案 事 項 番 号	提案主体名	都道府県	制度の所 管・関係官 庁
060010	IT技術者など高度外国人材の日本企業就労準備研修の実施にかかる在留資格の受領及び更新の手續の円滑化	—		<p>本市が認定する特定事業者(人材派遣会社等)が、高度外国人材(「技術」在留資格要件該当者)を対象に「日本企業就労準備研修」を実施する場合、特定事業者が経費支弁の身元保証をし、明らかに本人の責に帰すべき事由がなければ、(1)外務省は、特定事業者が発行する上記研修の受講証を有する者には、本邦入国予定日の1月前までに短期滞在ビザを発給し、(2)法務省は、真摯に上記研修を受講したと特定事業者が証する者には、優先審査のうえ、早期に短期滞在の更新をお願いしたい。</p>	<p>全国的にIT技術者が不足する中、地場中小企業では地元大学からの採用が困難化している。結果、「日本語能力・技術力・親和性」を兼ね備える人材なら国籍は問われないが、日本企業での就労に馴染む人材とするには、現地で研修だけでは十分でなく、本邦において前記3要素を揃く6カ月程度の就労準備研修をすることが求められている。中国等には世界的に活躍できる水準には至らずとも、本邦大卒者と同等以上の技術レベルを持ち、「技術」在留資格で就労できる人材は豊富にあり、自己負担してでも本邦で研修を受けたいとする需要は確実にある。</p> <p>本研修事業が安定して運営できれば、地場中小企業の人材不足を補うだけではなく、企業誘致にも有益で、アジアのビジネス拠点都市をめざす本市地域経済の活性化に資するだけでなく、ひいては我国のIT技術者不足の解消にも貢献できる。</p> <p>本研修を事業化するためには、何より安定的に短期滞在ビザが発給されること、及び3カ月短期滞在の更新が認められることが不可欠である。このため、「技術」在留資格の要件を有し、本研修主催者たる特定事業者(人材派遣会社等)が在留中の経費支弁に係る身元保証をした高度人材については、明らかに本人の責に帰すべき事由がない限り、原則として短期滞在ビザの発給と更新を可とさせていただきたい。</p>	D	—	<p>短期滞在査証の発給については、申請に係る提出書類が適正であるか等個別の事情を審査の上、可否を決定するものであり、特定の招へい人が発行する書類を所持することを以て発給を予断することはできない。なお、短期滞在査証の申請案件については、特段の問題がない場合には、標準処理期間を5営業日以内としているので、十分な余裕をもって査証申請をすれば、1月前までの発給は可能である。</p>		1 0 8 4 0 1 0	福岡市	福岡県	警察庁 法務省 外務省